

ABSに係わる日本の国内措置の方向性と多様性植物学分野の調査・研究

村上 哲明

首都大学東京 牧野標本館, 日本分類学会連合副代表 (ABS 問題担当)

〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1

Domestic measures for the implementation of the Nagoya Protocol in Japan and its possible effects on the expedition and researches in foreign countries by Japanese botanists

Noriaki Murakami

Makin Herbarium, Tokyo Metropolitan University

1-1 Minami-Osawa, Hachioji, Tokyo, 192-0397

1. はじめに

基礎生物学分野, その中でも特に植物分類学, 植物生態学など多様性植物学分野の研究は, 通常, 経済的利益を生み出すことを目指してはいない. また, 実際的にも経済的利益を生み出すことは, 皆無ではないにしても滅多に起こらないことだろう. 経済的利益を生み出さないのであれば, 生物多様性条約の「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配 (Access and Benefit-Sharing: ABS)」に関する規制の対象外であると, これらの分野の研究者が考えてしまうのも無理からぬことかも知れない. しかし, これは間違いである.

そもそも, これらの分野の研究者が採集した植物標本や試料は, 疑いようがない生物遺伝資源 (以後, 単に遺伝資源と表現する) である. 実際にこれらから DNA を抽出して, 特定の領域を PCR 増幅し, その塩基配列を解析する研究が頻繁に行われている現状を見ても, このことは明白である. したがって, 植物標本・試料を採集することは遺伝資源の取得 (Access) に他ならない.

さて, 1992 年にリオデジャネイロで開催された地球サミットで採択され, 1993 年に発効した生物多様性条約では, 開発途上国の強い要求をのんで, 遺伝資源の主権的利用を認めた. すなわち, 地球上に存在する遺伝資源は人類共通の財産ではなく, それが存在する国家のものであるということが定められたのである. そして, それに直接係わる部分が ABS なのである. その結果として, 外国に存在する遺伝資源を取得する際には, その国の許可が必要となり, それから得られた利益をその遺伝資源の提供国に還元しなければならなくなった. さらに, 生物多様性条約のいう利益とは経済的利益のみに限定されず, 基礎研究の成果やそれを発表して得られる名誉なども利益である. だから, 純粋に基礎研究であっても利益は存在し, それを遺伝資源提供国の共同研究者などに分配

しなければいけないのである。

2. 名古屋議定書

ただ、生物多様性条約が発効したといっても、ABS については実行性が伴っていなかった。すなわち、遺伝資源の利用者に、その資源の提供国に対して確実に利益配分をさせるようなシステムが備わっていなかったのである。その結果として、例えば日本人が外国に行って、その国の許可を得ずに勝手に遺伝資源を取得し、それらを日本に持ち帰り、それを材料にして商品開発をして利益を得たけれども、利益を遺伝資源の提供国に配分していなくても、あるいは日本人研究者が外国において無許可で植物標本を採集して持ち帰り、それを材料にして研究をして成果を得たけれども、それを日本人研究者だけの成果として発表したとしても、少なくとも日本国内で処罰を受けることはなかった。それはつまり、生物多様性条約を遵守しなくても、利用者は自分の国に帰ってしまえば特に問題はなかったことになる。

これに対して、開発途上国は ABS に実効性を持たせることを先進国に強く求めてきた。ただし、それは先進国にとっては利益を損なう恐れがあるので、さらに外国の法律に違反した人を国内の法で取り締まり処罰することは、ある国の法律に違反したことが別の国での違法行為になることになり、国際法上も問題を含んでいた。そこで、生物多様性条約の締約国会議でも ABS については進展が見られていなかったのである。しかし、2010年に名古屋で開催された第10回締約国会議(COP10)において、この大きな問題に関して奇跡的といわれるような進展が見られた。これは、先進国が開発途上国側に大幅に歩み寄ったからである。その結果、採択されたのが名古屋議定書である。名古屋議定書の正式名称は、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配(ABS)に関する議定書」であり、これがABSに関する議定書であることがよく分かる。この議定書で謳われている重要なことは二つある。1つ目は、遺伝資源を提供する締約国がABSに関する国内法を整備することである。そして、我々日本人研究者にとっては2つめの方がより重要であるが、それは「外国のABS国内法に反して遺伝資源が持ち出された場合に、遺伝資源の利用国が行政上や法律上の措置を講じる」ということである。これはこれまで開発途上国がもとめていたとおりに、例えば日本人が外国のABS国内法に従わずに遺伝資源を外国から日本国内に持ち帰ってくると、日本の法律や規則で取り締まることを約束したということである。

3. 多様性植物学分野の研究者にとってのABS問題とは何か

日本はCOP10の議長国であったので、率先してこの約束を果たせるように、現在、環境省は、名古屋議定書に係わる日本国内の措置(法律・規則を含む)をどのようにするかについて検討会を定期的に開催している。したがって、我々日本人研究者が外国のABS法令に従わずに海外から植物標本などを日本国内に持ち帰ってきていると、日本

国内の法律や規則によって処罰される可能性が出てきた。われわれ多様性植物学分野の研究者にとっての「ABS 問題」とは、上記のことに関連して生じることが懸念される問題のことである。次にそれについて詳しく述べたい。

基礎分野の研究者の多くは、公務員に準じる身分であり、日本の法律に違反する行為をすればクビになる可能性が高い。また、科学研究費補助金など実質的に国から来ている予算で研究しており、研究と密接に関係する日本国内の法令に違反したことに對して処罰を受ければ、研究費が来なくなって研究が出来なくなるだろう。このように、日本人研究者が日本の法令は絶対に遵守しなければならないことははっきりしている。

一方、ABS に関する日本国内措置のあり方を環境省が中心になって検討していることを紹介したが（鈴木睦昭先生がより詳しく解説して下さっているはずである）、例えば国内規則で非常に煩雑な報告を求められることになって遵守しようがなくなったり、あるいは不注意や理解不足から軽微な違反をして場合にも、警告なしでいきなり厳しい処罰が来るような法律ができてしまったりすると、そもそも恐ろしくて我々研究者は海外に調査や標本採集に行けなくなってしまうであろう。現在、日本人研究者は特に東アジアや東南アジア地域の植物多様性の解明や、それについての科学的理解を深める上で非常に大きな貢献している。日本人研究者が、これらの地域で植物の調査・採集が出来なくなれば、生物多様性条約の当初の、そしてこれこそが本来の目的であった「生物多様性の保全」そのものに支障が出ることになるだろう。そうなってはまさに本末転倒で、生物多様性条約が出来たばかりに、生物の多様性の保全が適切に行えなくなることさえ危惧される。

4. 日本の国内措置のあり方を適切な方向に導く必要性

ただし、現在はあくまでも ABS に関する国内措置を検討している段階である。一度、法律や規則が出来てしまっただけからでは、なかなか改善してはもらえなくなるので、我々研究者も注意深くあり方検討会で議論されている内容を見守り、研究を適切に進める上で大きな支障となるようなことがあれば、期を逃さず問題点を指摘して、そのようにならないように ABS についての国内の措置を導く必要がある。私は、日本分類学会連合の ABS 問題担当として、環境省の検討会を一般傍聴することを始め、ABS 問題に関する情報の収集に努めてきた。いよいよこれから、あり方検討会の最終報告書がまとめられる段階に入る。今年の 12 月頃にパブコメを予定しているとのことであり、まさに最も大切な時期になる。私自身も、日本分類学会連合の ABS 問題担当者として、必要な情報を多様性生物学分野の研究者に伝えていくつもりである。皆さんも注意深く経過を見守って、必要があればすぐに意見を言えるように準備をしておいていただけると幸いである。

5. 日本人研究者に求められる名古屋議定書への適切な対応

一方で、仮に外国での ABS 法の遵守に対する日本国内での監視が厳しすぎるものならない、あるいは罰則が厳しくないものになったとしても、我々研究者が生物多様性条約、あるいは名古屋議定書の基本的な考え方に適切に対応していくべきことは、当然のことである（おそらく、先に渡邊和男先生が述べられていると思うが）。そのあるべき対応の仕方についても、述べさせていただきたいと思う。その際のキーワードが PIC（事前の調査・採集に対する許可）と MAT（利益の配分についての契約、研究成果も利益である）である。

事前に調査国の政府から PIC（事前の採集・調査の許可）を取得し、共同研究者の所属する機関と MAT（利益の配分の仕方を相互に同意する条件で決めた契約）をきちんと結んで調査・標本採集をすることは、生物多様性条約の下で自主的に遵守すべきボン・ガイドラインとして既に求められていたことである。名古屋議定書が求めているのも、まさにこれらに他ならない。海外で調査・採集をする際に、この 2 つを遵守していれば、少なくとも大きな問題は生じないはずである。

そもそも、日本人研究者が仮に国内で罰則などが一切なくても、外国の ABS 法を遵守して、PIC を取得し、MAT がきちんと設定されている状態で、調査・研究を進めていけば、日本国内の措置が煩雑すぎて遵守できなくなる可能性も低くなるはずである。また、科研費等の申請の際には、これらを遵守するための準備が整っていることが早晚求められるに違いない。今のうちから、きちんと対応しておくことは、研究者自身にとってもプラスになるだろう。

ところで、現在でも、日本人の多様性植物学分野の研究者で、外国に行ってその国の許可を取らずに植物の試料や標本を採集する人はまずいないと思う。もしそうだとすれば、PIC の取得は、我々は既に遵守していることになる。問題は、MAT の方であると私は考えている。現在でも、外国に調査に行く際には、その国の研究者と共同研究という形で調査をすることが普通であろう。ただし、標本・試料の国外への移動や、利益の配分（研究成果を共著で発表することなど）については、研究者と研究者の口約束で契約をしていることがほとんどではないかと思う。一方で、名古屋議定書の元で求められる MAT とは、組織と組織の間の文書に基づく正式な契約である。したがって、外国の共同研究者が所属している機関と日本人研究者が所属している機関（機関とはいっても、通常は、学部、研究科レベルで十分である）の間で協定などを結んでおくことが求められているのである。現状では、ここまではやっていない研究者が少なくないのではないだろうか。大学間で正式な協定を結ぶのは、それなりに大変な作業であるが、学部や研究科間で協定を結ぶのは、通常それほど煩雑ではないと思う。さらに、鈴木睦昭先生の所属する国立遺伝学研究所では、そのような協定を結ぶ際の英語のひな形も作って、公開して下さっている。これらを利用すれば、問題のない MAT を、それほど労力をかけずに締結できるはずである。ここまでは是非、やっていきたいものである。

6. 最後に

私は 1980 年代の後半からシダ植物の分類学的・進化学的研究のために、東アジア・東南アジアを中心に、中南米、南太平洋諸島、マダガスカルなども含む幅広い熱帯地域で海外調査を行ってきた。というわけで私自身、海外調査の経験は豊富に持っているし、研究成果を上げる上でも海外調査の恩恵を大いに受けてきた。一方で、私は以前から ABS の問題に特に関心が高かったわけではなかった。1 年ほど前に、日本分類学会連合で ABS 問題の担当を仰せつかってから、急ごしらえで勉強をしたというのが本当のところである。とはいえ、この 1 年間で、バイオインダストリー協会をはじめ、ABS 問題に昔から深く関わってきた方々から教えていただいて、問題の概要はだいぶ理解できてきたと思っている。さらに、その方々から勧められて「環境省のあり方検討会」を一般傍聴し、その委員の先生方や関係省庁の方々とも積極的に意見交換を行うことができた。今のところ、あり方検討会では基礎研究に大きな障害が生じないように十分配慮すべきであるという意見が委員から出ており、実際にそのような方向に進むことを祈りながら見ているところである。とはいえ、決して油断することなく動向を見守っていくつもりである。その一方で、名古屋議定書で決められたことを我々研究者が自主的に先取りする形で遵守していき、行きすぎた監視や処罰などが行われない方向に日本の国内措置を導いていければと考えている。それが生物多様性の保全という生物多様性条約の本来最も重要だったはずの目的を果たすことにもつながるはずだからである。